

○南部町乳幼児医療費給付条例施行規則

平成18年1月1日

規則第77号

改正 平成20年9月16日規則第19号

平成21年9月11日規則第28号

平成27年7月7日規則第19号

平成28年3月28日規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、南部町乳幼児医療費給付条例（平成18年南部町条例第124号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(受給資格証の交付申請)

第3条 条例第4条第1項の規定による申請書は、乳幼児医療費受給資格証交付（更新）申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）とする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の前年分（1月から6月までの申請の場合は、前々年分）の所得状況又は課税状況を証する書類

(2) 条例第3条の規則で定める特別の理由がある場合にあっては、それを証する書類

(3) その他町長が必要と認める書類

3 第1項の申請の際には、医療保険各法の被保険者又は被扶養者であることを証する被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(受給資格証の交付等)

第4条 町長は、前条第1項の申請を受理した場合には、遅滞なく、給付の要件を審査し、その結果を乳幼児医療費受給資格認定通知書（様式第2号。以下「認定通知書」という。）又は乳幼児医療費受給資格証交付（更新）申請却下通知書（様式第3号。以下「却下通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

2 条例第5条第1項の受給資格証は、様式第4号によるものとする。

(災害等による所得制限の特例)

第5条 条例第3条の規則で定める特別の理由は、保護者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により住宅、家財若しくはその他の財産について著しい損害を受けたと町長が認めるとき、又は保護者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期入院をしたときその他これらに類する事由があることにより町長が町民税の減免をしたときとする。

(受給資格証の更新等)

第6条 受給資格者は、給付対象者が1歳、2歳、3歳、4歳、5歳及び6歳に達したときは、交付申請書により町長に更新申請しなければならない。

2 前項の申請には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請者の前年分(1月から6月までの申請の場合は、前々年分)の所得状況又は課税状況を証する書類

(2) 条例第3条の規則で定める特別の理由がある場合にあっては、それを証する書類

(3) 受給資格証

(4) その他町長が必要と認める書類

3 町長は、第1項の更新申請を受理した場合においては、遅滞なく、給付の要件を審査し、その結果、受給資格者と認定したときは乳幼児医療費受給資格証(様式第4号)を添えて認定通知書により、受給資格者と認定しないときは却下通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(受給資格証の再交付)

第7条 受給資格者は、受給資格証をき損し、摩滅し、又は亡失したときは、乳幼児医療費受給資格証再交付申請書(様式第5号)を町長に提出して、その再交付を申請することができる。

2 受給資格者は、資格証をき損し、又は摩滅したことによって受給資格証の再交付を受けようとするときは、前項の申請書に当該受給資格証を添付しなければならない。

3 町長は、第1項の規定により再交付する受給資格証には、再交付の表示をするものとする。

4 受給資格者は、受給資格証の再交付を受けた後において亡失した受給資格証を発見したときは、速やかに発見した受給資格証を町長に返納しなければならない。

(乳幼児医療費の給付申請)

第8条 受給資格者は、条例第7条第2項の規定により、乳幼児医療費の給付を受けようとするときは、医療の給付を受けた日の属する月の翌月の初日から起算して6箇月以内に乳幼児医療費給付申請書(様式第6号)に医療機関等の発行する領収書を添えて、町長に申請しなければならない。

2 前項の申請の際には、受給資格証及び当該給付対象者の被保険者証又は組合員証を提示しなければならない。

(乳幼児医療費の給付決定等)

第9条 町長は、前条に規定する申請書を受理した場合には、遅滞なく、給付要件を審査した結果、乳幼児医療費を給付することが適当と認めたときは乳幼児医療費給付決定通知書(様式第7号)により、不適当と認めたときは乳幼児医療費給付申請却下通知書(様式第8号)により、受給資格者に通知するものとする。

(国民健康保険法の高額療養費等の申請及び給付)

第10条 町長は、青森県国民健康保険団体連合会から送付された診療報酬請求書により、高額療養費の給付の対象となる乳児の保護者に高額療養費給付申請書(様式第9号)を提出させ、高額療養費給付額調書(様式第10号)2部を添えて保険者に送付するものとする。

2 前項の高額療養費給付申請書を提出させるに当たっては、保護者から町長に対して高額療養費を受領する権限について委任させるものとする。

3 保険者は、保護者から第1項の規定による申請があったときは、速やかに給付額を決定し、その額を高額療養費給付額調書により町長に通知するとともに、高額療養費受領の受任者である町長に支払うものとする。

4 町長は、高額介護合算療養費の支給対象となる給付対象者の属する世帯の世帯主等に高額介護合算療養費の支給申請書を提出させるに当たっては、前2項の取扱に準じ、高額介護合算療養費のうち給付対象者に係る分の受領について委任状(様式第9号の2)により委任させ、保険者は、高額介護合算療養費受領の受任者である町長に支払うものとする。

(受給資格の変更等の届出)

第11条 条例第8条の規定による申請内容に変更を生じた場合の届出は、乳幼児医療費受給資格変更(消滅)届(様式第11号)に受給資格証を添えて行わなければならない。

ならない。

(損害賠償の届出)

第12条 条例第8条の規定による医療の給付の原因が第三者の行為によって生じた場合の届出は、損害賠償受給報告書(様式第12号)により行わなければならない。

(乳幼児医療費の返還)

第13条 町長は、条例第9条又は第10条の規定により乳幼児医療費を返還させようとするときは、乳幼児医療費返還通知書(様式第13号)により、受給資格者又は偽りその他不正の手段により乳幼児医療費の給付を受けた者に対しその旨を通知するものとする。

(添付書類の省略)

第14条 町長は、この規則の規定による添付書類により証明すべき事実を公簿等で確認することができるときは、当該添付書類の全部又は一部を省略させることができる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の名川町乳幼児医療費給付条例施行規則(平成5年名川町規則第15号)、南部町乳幼児医療費給付条例施行規則(平成5年南部町規則第31号)又は福地村乳幼児医療費給付条例施行規則(平成5年福地村規則第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成20年9月16日規則第19号)

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

ただし、この規則の施行の際、現に交付されている受給資格証は、改正後の規則の規定により交付された受給資格証とみなす。

附 則(平成21年9月11日規則第28号)抄

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則の規定による改正後の南部町乳幼児医療費給付条例施行規則、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例施行規則及び南部町重度心身障害者医療費助成条例施行規則の規定は、平成21年8月1日から適用する。

附 則（平成27年7月7日規則第19号）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日規則第10号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条、第6条関係)

乳幼児医療費受給資格証交付(更新)申請書

南部町長 あて 年 月 日

以下のとおり乳幼児医療費助成制度の受給資格の認定を申請します。

併せて、受給資格の認定申請及び毎年度の受給資格証の更新にあたり、保護者の所得に関する情報を閲覧することに同意します。

保護者 (生計中心者)	住所	〒 ー 南部町大字										
	ふりがな											
	氏名											
	個人番号											
配偶者	ふりがな											
	氏名											
	個人番号											
対象乳幼児	ふりがな											
	氏名											
	個人番号											
	生年月日	年	月	日	続柄	子・その他()						
	加入保険	保険の種類	国民健康保険 ・ 社会保険									
		記号・番号	記号					番号				
	ふりがな											
	氏名											
	個人番号											
	生年月日	年	月	日	続柄	子・その他()						
加入保険	保険の種類	国民健康保険 ・ 社会保険										
	記号・番号	記号					番号					

※備考

- 不備書類 健康保険証の写し
 通帳の写し
 所得課税証明書

様式第2号(第4条、第6条関係)

乳幼児医療費受給資格認定通知書

年 月 日

様

南部町長



年 月 日付で申請のありました南部町乳幼児医療費受給資格について、審査の結果受給資格があると認められたので通知します。

なお、乳幼児医療費受給資格証を下記のとおり同封いたします。

記

受給資格証番号	対象乳幼児氏名	備 考

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南部町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、南部町を被告として（訴訟において南部町を代表する者は南部町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第3号(第4条、第6条関係)

乳幼児医療費受給資格証交付
(更新)申請却下通知書

年 月 日

様

南部町長



年 月 日付で申請のありました南部町乳幼児医療費受給資格について、
審査の結果受給資格がないと認められたので下記のとおり通知します。

記

理 由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南部町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、南部町を被告として（訴訟において南部町を代表する者は南部町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第4号(第4条、第6条関係)
その1(縦12cm 横8cm)

(国保乳児の表面)

南部町	
乳幼児医療費受給資格証	
公費負担者番号	
受給資格証番号	
給付対象	入院・外来
一部負担金 (1医療機関あたり)	入院 外 来
有効期間	から まで
対象児氏名	
生年月日(年齢)	()
保護者氏名	
世帯主氏名	
加入保険	種類
	記号番号
上記給付対象者の有効期間内における医療の給付に係る一部負担金については、支払いを要しないことを証明します。	
年 月 日	
南部町長	
※ 入院時食事療養費は支払が必要です。	

(国保乳児の裏面)

注意事項

- この資格証は、国民健康保険の乳児に対し南部町乳幼児医療費給付事業に基づき、乳児医療費を給付する証明書です。から大切に保管してください。
- この資格証に記載されている乳児が療養の給付を受けるときは被保険者証とこの資格証を合わせて保険医療機関等の窓口に提示してください。
一部負担金を支払った場合は、受診の月の翌月から6か月以内に領収証とこの資格証を添付して町に申請すれば還付を受けることができます。
- 対象乳児が国民健康保険の被保険者として資格がなくなったとき、又は有効期限が経過したときは、直ちにこの資格証を町にお返しください。
- この資格証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付しますから申し出てください。

その2 (縦 12cm 横 8cm)

(国保幼児および社保乳幼児の表面)

南部町 乳幼児医療費受給資格証	
公費負担者番号	
受給資格証番号	
給付対象	入院・外来
一部負担金 (1医療機関あたり)	入院 外 来 なし
有効期間	から まで
対象児氏名	
生年月日(年齢)	()
保護者氏名	
加入保険	種類 記号番号
上記給付対象者の有効期間内における医療の給付に係る一部負担金については、支払いを要しないことを証明します。 年 月 日 南部町長 印	
※ 入院時食事療養費は支払が必要です。	

(国保幼児および社保乳幼児の裏面)

注意事項

- この資格証は、南部町乳幼児医療費給付事業に基づき、乳幼児医療費を給付する証明書ですから大切に保管してください。
- この資格証に記載されている乳幼児が療養の給付を受けるときは被保険者証とこの資格証を合わせて保険医療機関等の窓口に提示してください。
一部負担金を支払った場合は、受診の月の翌月から6か月以内に領収証とこの資格証を添付して町に申請すれば還付を受けることができます。
- 加入保険の種類が変更になったとき、又は有効期限が経過したときは、直ちにこの資格証を町にお返しください。
- この資格証を破ったり、汚したり、又は失ったりしたときは、再交付しますから申し出てください。

様式第5号(第7条関係)

乳幼児医療費受給資格証再交付申請書

年 月 日

南部町長 様

住 所
申請者
氏 名 ㊟

下記の理由により、乳幼児医療費受給資格証の再交付を申請します。

記

対象乳幼児氏名 (生年月日)	年 月 日
受給資格証番号	
理 由	1 受給資格証をなくしたため 2 受給資格証のき損又は摩滅が著しく使用に堪えないため 3 その他 ()

(注意) き損又は摩滅を理由として申請する場合は、現在の受給資格証を添付してください。

様式第6号(第8条関係)

乳幼児医療費給付申請書

年 月 日

南部町長 様

(保護者)

住 所

氏 名

㊟

南部町乳幼児医療費給付条例第7条の規定による 年 月分の医療費の給付を申請します。

記

対象乳幼児氏名	生 年 月 日	受給資格証番号
男女	年 月 日	第 号
保 險 証 記 号 ・ 番 号	記号	保険種別
	番号	保険者名
支 払 金 融 機 関	銀行 支店	口座番号

医 療 機 関 証 明 欄	保 險 診 療 総 点 数 (入院時食事療 養費を除く)	入院 点	他法負担	一 部 負 担 受 領 額
		外来 点		
		点(円)	点	点 円
上記の一部負担金を受領したことを証明する。				
医療機関等の 所在地・名称 開設者氏名 ㊟				

入院一部負担額A	入院付加給付の額B	入院受給者負担額C	①入院給付額(A-B-C)
通院一部負担額X	通院付加給付の額Y	通院受給者負担額Z	②通院給付額(X-Y-Z)
一部負担額計(A+X)	付加給付の額計(B+Y)	受給者負担額計(C+Z)	給付決定額(①+②)

※太枠内は、申請者が記入してください。

様式第7号(第9条関係)

乳幼児医療費給付決定通知書

年 月 日

様

南部町長



年 月 日付けで申請のありました南部町乳幼児医療費給付申請(年 月分)について、下記のとおり決定したので通知します。

記

対象乳幼児氏名	
給付額	
支払期日	年 月 日
支払方法	

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南部町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、南部町を被告として（訴訟において南部町を代表する者は南部町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号(第9条関係)

乳幼児医療費給付申請却下通知書

年 月 日

様

南部町長



年 月 日付けで申請のありました南部町乳幼児医療費給付申請(年 月分)について、下記の理由により給付できないので通知します。

記

理 由

教示

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南部町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、南部町を被告として（訴訟において南部町を代表する者は南部町長となります。）提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第9号(第10条関係)

高額療養費給付申請書
(年 月診療分)

(1) 被保険者証の記号番号		(2) 療養を受けた被保険者の氏名及び生年月日	氏名	
			生年月日	
(3) 傷病名				
(4) 療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称及び所在地	名称			
	所在地			
(5) (4)の病院等で療養を受けた期間	自 年 月 日	至 年 月 日	(6) (5)の期間に受けた療養に対し医療機関に支払った額	
(7) 振込銀行名及び口座番号	銀行 金庫		本店 支店	

上記のとおり申請します。
また、上記申請の高額療養費の受領方を次の者に委任します。

年 月 日

保護者住所

氏名

㊞

受任者住所

氏名

㊞

保険者様

様式第9号の2(第10条関係)

委 任 状

私は、 年 月 日に支給申請する高額介護合算療養費のうち、南部町乳幼児医療費給付事業の給付対象者に係る分の受領を下記の者に委任します。

年 月 日

保護者住所

氏名

㊞

受任者住所

氏名

㊞

南部町長 様

様式第10号(第10条関係)

高額療養費給付額調書

被保険者の 記号番号	医療機関名	医療を受け た者の氏名	診療月	高額療養費 給付額	備考

上記のとおりです。

年 月 日

保険者



南部町長 様

- (注) 1 町長は、高額療養費給付額欄を除き記入する。
2 保険者は、高額療養費給付額欄に記入の上町長に送付する。
3 2部提出すること。

様式第 11 号(第 11 条関係)

乳幼児医療費受給資格変更(消滅)届

年 月 日

南部町長 様

住 所

申請者 氏 名 ㊟

受給資格証番号

下記のとおり資格証を添えて届出します。

記

1 変更届

		新	旧	変 更 年 月 日	
保護者	住 所				
	氏 名				
	加 入 保 険	種 類			
		記号番号			
		保 険 者 所 在 地			
対 象 乳 幼 児	住 所				
	氏 名				

2 消滅届

消 滅 事 項	
理 由	

様式第12号(第12条関係)

損害賠償受給報告書

年 月 日

南部町長 様

住 所
申請者
氏 名 ㊟

下記のとおり損害賠償を受けたので報告します。

記

対 象 乳幼児	住 所			
	氏 名		生年月日	
	受給資格証 番 号			
損害賠 償をし た 者	住 所			
	氏 名		生年月日	
	職 業			
医 療 機 関	名 称			
	所 在 地			
	診 療 期 間			
損 害 賠 償 を 受 け た 内 容				

様式第 13 号(第 13 条関係)

乳幼児医療費返還通知書

年 月 日

様

南部町長



さきに給付した医療費について、下記のとおり過支給が生じたので、速やかに返還してください。

記

1 医療費

給付年月日	既給付額	新給付額	要返還額
年 月 日	円	円	円

2 返還理由

3 返還金納付期日 年 月 日

4 返還方法

教示

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、南部町長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、南部町を被告として(訴訟において南部町を代表する者は南部町長となります。)提起することができます。ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第1号（第3条、第6条関係）

様式第2号（第4条、第6条関係）

様式第3号（第4条、第6条関係）

様式第4号（第4条、第6条関係）

様式第5号（第7条関係）

様式第6号（第8条関係）

様式第7号（第9条関係）

様式第8号（第9条関係）

様式第9号（第10条関係）

様式第9号の2（第10条関係）

様式第10号（第10条関係）

様式第11号（第11条関係）

様式第12号（第12条関係）

様式第13号（第13条関係）